

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）  
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】「骨太の方針」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を  
閣議決定

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府が2022年6月7日に閣議決定した、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（「骨太の方針」）（※1）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（※2）において、iDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革等が盛り込まれましたので、ご案内いたします。

※1 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（「骨太の方針」）

[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2022/0607/shiryo\\_04-1.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2022/0607/shiryo_04-1.pdf)

※2 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf)

## 1. 「骨太の方針」に盛り込まれた内容

年金制度に関連する項目としては、以下が挙げられます。

### <第2章 新しい資本主義に向けた改革>

- ・「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」(7ページ)

(一部抜粋)

我が国の個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充や、高齢者に向けた iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。

### <第4章 中長期の経済財政運営>

- ・全世代型社会保障の構築(31ページ)

(一部抜粋)

社会保険を始めとする共助について、包摂的で中立的な仕組みとし、制度による分断や格差、就労の歪みが生じないようにする。給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、能力に応じて皆が支え合うことを基本としながら、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障をバランスよく確保する。勤労者皆保険の実現に向けて、被用者保険の適用拡大の着実な実施や更に企業規模要件の撤廃・非適用業種の見直しの検討、フリーランス・ギグワーカーへの社会保険適用について被用者性の捉え方等の検討を進める。

## 2. 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に盛り込まれた内容

年金制度に関連する項目としては、以下が挙げられます。

### <Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資>

- ・貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定（8ページ）

（一部抜粋）

我が国個人の金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3 倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。

このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていることに留意し、iDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。

- ・多様性の尊重と選択の柔軟性 > 勤労者皆保険の実現（10ページ）

（一部抜粋）

働き方の多様化が進む中で、働き方に対して「中立」な社会保障制度の構築を進める必要がある。

まずは、企業規模要件の段階的引下げ等を内容とする令和 2 年年金制度改正法に基づき、被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用拡大を着実に実施する。さらに、企業規模要件の撤廃も含めた見直しや非適用業種の見直し等を検討する。

フリーランス・ギグワーカー等への社会保険の適用については、被用者性等をどう捉えるかの検討を行う。その上で、労働環境の変化等を念頭に置きながら、より幅広い社会保険の適用の在り方について総合的に検討を進める。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)

日本 - 年基 - 202206-170-0109-D